

第5回 中長期的な地籍整備の推進に関する検討会 議事要旨

日時：平成29年12月22日（金）10:00～12:00

場所：中央合同庁舎3号館4階 国土交通省特別会議室

- 田村土地・建設産業局長による開会挨拶。
- 清水委員長（東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授）の進行の下、事務局より、国土審議会土地政策分科会特別部会中間とりまとめを受けた今後のWGでの対応も想定しつつ、中長期的な地籍整備の推進に関する検討会中間とりまとめ（素案）について説明。以上を基に委員による意見交換を実施。主要な意見は以下の通り。

1. 国土審議会土地政策分科会特別部会中間とりまとめへの対応について

（参考資料1及び参考資料2）

- 山村部での地籍調査を実施する立場からは、地籍調査を行うことにより、境界等が明確化され、土地利用が活発になる等のメリットがあると考えますが、一方で、無秩序な開発を未然に防止することも想定し、その成果が適切に活用されるためのルールなども必要ではないか。
- 所有者が管理できない土地を寄付するにしても、事前に測量を行い、境界を確認する必要があることから、そのような観点でも、地籍調査の事前実施は重要。また、地籍調査においても登記名義人が死亡している場合には相続人調査を実施するが、現状ではその際に収集した資料や調査結果は地籍調査実施主体で保管されるだけであるため、その情報を必要としている他の機関での活用などの検討が必要ではないか。
- 地籍調査を終えている東北のような地域においても、地籍調査後の新たな相続の発生などにより所有者不明土地問題が生じていることを踏まえ、取組みの方向性を議論していく必要があるのではないか。

2. 中長期的な地籍整備の推進に関する検討会中間とりまとめ（素案）について

（資料2及び資料3）

- 地籍整備に係るプラットフォーム・オープンデータサイトの構築について、新たに構築するのではなく、国土数値情報やe-stat等の既存のオープンデータサイトを活用し、相互に連携する仕組みの検討が必要ではないか。他事業、他部局の様々なデータの組み合わせが可能な仕組みとすることで成果の活用が進むと考えられる。また、個人情報の取り扱い等を注意する必要はあ

るが、所有者情報や地籍調査が終わった後の土地の異動等もプラットフォームを使い（行政機関の間で）共有できるようにすると良いのではないか。

- P6 にある年間 180 万筆に及ぶ民間の地積測量図が地籍整備に活用される仕組みとなっていないという書きぶりについて、現行の地籍調査においても地積測量図等の既存資料を活用して境界の調査が行われている。また、180 万筆は地籍調査実施済の地域も含まれているため、誤解を招くものとならないよう、より正確な表現にした方が良いのではないか。
- 特に東日本大震災の被災地のような移転型復興でみられたように、地籍整備の効果が発現し、回復力・レジリエンスを発揮した事例を挙げるなどして、地籍整備の必要性を「はじめに」などにより明確に記載しておくべきではないか。
- 未着手、休止市区町村の解消は、現在も大きな課題であり、P15 にある「段階的な地籍整備」の導入は有効であると思われるので、着手、再開の呼び水になる施策を引き続き検討してもらいたい。
- 施策目的毎の達成状況を表す指標の方向性について、施策目的毎の施策効果を表すアウトカム指標という表現があるが、案として挙げられている指標はあくまで施策目的に対応した地籍の整備率を図るためのものになっており、厳密には、災害対応等の各種施策効果を図るアウトカムとは意味合いが異なる。例えば、「地籍整備済の復興に備えたオープンスペースの面積」などのように、地籍整備による具体的な施策効果を測る指標が良いのではないか。
- 筆界特定制度の申請権限を地籍調査実施主体に付与する特例について、地籍調査の事業期間内に筆界特定の処理を終えることを前提とすると、筆界特定の申請件数や処理期間等の状況に留意し検討する必要があるのではないか。
- P17 の更なる検討課題にある「所有者不明土地に対応するための地籍整備のあり方の検討」について、検討の方向性などを、現時点で可能な範囲でより具体的に記載すべきではないか。
- 中間とりまとめ本文の章立てについて、全体の方向性を示す第 3 章の前に、効率化手法等の内容である第 2 章が来ており、若干アンバランスな印象を受けるので、構成を少し見直すべきではないか。

- 鳩山土地・建設産業局次長による閉会挨拶
- 次回は平成 30 年 1 月 24 日に開催予定であることを確認した。

以上